

## 【大阪労働局からのお知らせ】

=====

○令和3年4月から

中小企業にもパートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）が適用されます

=====

令和3年4月1日から、中小企業にも「パートタイム・有期雇用労働法」（以下「法」）及び「同一労働同一賃金ガイドライン」（以下「ガイドライン」）が適用されます。

法が目指す「同一労働同一賃金」の実現は、同一企業内の正規雇用労働者（無期限雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者）の間の不合理な待遇差を解消し、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにすることです。

中小企業におかれましては、法及びガイドラインに沿った雇用管理の実現に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】大阪労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 06（6941）8940

☆詳細は下記をご覧ください。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html>

パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツールでチェックしてみませんか？

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/>

パート・有期労働ポータルサイトのご紹介

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書（令和2年6月作成）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000468444.pdf>

パートタイム・有期雇用労働法の概要（令和2年8月版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000668608.pdf>

パートタイム・有期雇用労働法のあらまし（令和2年9月版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000695149.pdf>